

第3回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会次第

日時 令和4年7月28日(木)
午後1時30分～
場所 酒田市民会館「希望ホール」
3階 小ホール

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 第1・2回委員会協議結果に対する事務局検討内容について
 - (2) 「保存(保存管理)」(案)について
 - (3) 「周辺環境の保存」(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会委員名簿

◎委員

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	日本城郭研究センター名誉館長	田中 哲雄	
2	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	北野 博司	欠席
3	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	
4	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	平山 育男	z o o m
5	株式会社E A U 代表取締役	崎谷 浩一郎	
6	株式会社ANA総合研究所 主席研究員	井上 裕太	
7	ユアマイスター株式会社 営業部 マネージャー	荒木 真司	
8	株式会社テーブルビート 代表取締役	佐藤 俊博	
9	酒田市 企画部長	中村 慶輔	
10	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長	河村 玲	z o o m
11	The Hidden Japan 合同会社 代表	山科 沙織	z o o m
12	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長	渡部 佐界	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官	渋谷 啓一	z o o m
2	山形県観光文化スポーツ部 文化財活用課	鈴木 弥咲	z o o m
3	全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長	佐々木 英之	
4	庄内倉庫株式会社 代表取締役	太田 政士	
5	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	若木 吉尚	
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長	五十公野光弘	
7	港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	z o o m

◎山居倉庫保存活用計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	株式会社グリーンシグマ	梅嶋 修	

◎事務局

No.	職名	氏名	備考
1	酒田市教育委員会教育長	鈴木 和仁	
2	〃 教育次長	池田 里枝	
3	酒田市上席専門員	阿部 勉	
4	〃 社会教育文化課長	岩浪 勝彦	
5	〃 社会教育文化課長補佐	深松奈緒子	
6	〃 課長補佐兼文化財係長	川島 崇史	
7	〃 文化財主査	佐々木和夫	
8	〃 主任	渡部 裕司	
9	〃 主事	阿部 貴之	
10	〃 主事	柿崎 智之	
11	〃 主事	柿崎 歩水	

山居倉庫保存活用計画について

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革・目的

○山居倉庫の本質的な価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用していくための基本方針や現状変更等の取扱い基準、運営体制等を定めるとともに、今後計画される各種活用整備の推進を目的として策定します。

2 計画の構造

3 計画策定の体制と経過

4 関連計画との関係

5 計画実施

○実施・発行年月日 令和5年(2023)4月1日

○計画期間は定めず、学術的な調査研究の進展、関連法令・社会情勢の変化、継続的な経過観察を通じて把握する現状・課題の変化、本市の行政施策における文化財の保護・活用に関する方針等を踏まえ必要に応じて計画の見直しや改定を行う。

⇒ 令和5年(2023)4月1日から令和15年(2033)3月31日までを計画期間とする。

策定後10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを検討する。

第2章 史跡の概要

1 指定の経緯

2 指定の状況

○指定説明文とその範囲

○指定に至る調査成果

○史跡をとりまく自然環境

○史跡をとりまく歴史的環境

○史跡をとりまく社会的環境

○指定地の状況

第3章 史跡の本質的価値

1 史跡の本質的価値

○史跡山居倉庫の本質的な価値は、明治26年(1893)創建時の倉庫6棟を含む大正15年までに建築された12棟の倉庫、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等創業当時以来の建物や景観が良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上でも重要なものである。

○別紙資料1のとおり

2 構成要素の特定

第4章 現状と課題(主な課題)

赤字は重点事項

1 保存に関する現状と課題

保存

○土地・地形

施設の変遷に伴い、地業・建物・工作物等の地下遺構が残されている。今後の整備・管理に向けて破壊の無いよう十分な調査と管理が必要である。

○建造物、工作物、河川・護岸

建造物・工作物・護岸等について保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が必要である。

○庭・緑地・樹木

ケヤキ並木の樹勢衰退が見受けられ、樹勢回復の措置が求められる。

防災・防犯

○防災(地震・津波、火災、風水害、雪害、落雷)

各災害に対する被害想定や影響箇所を明確にし、整備・管理の対策が必要である。(建造物への耐震性能向上、防災設備の設置、樹木の剪定・冬季管理など)

○防犯

防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備が必要である。

活用方法に対する立入制限区域の設定について検討が必要である。

○防災・防犯の体制

災害に対する来訪者等への注意喚起（人的被害の予防）や、災害発生時に運用する避難

誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制の構築と周知が必要である。

調査

○現存遺構・地下遺構

史跡整備に伴ってやむを得ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。

○建造物・工作物

今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等が必要となる。

○史料

文化財価値の向上に向けて継続的な調査が求められる。

○樹木

以後の樹勢回復の傾向について、モニタリングの方法・内容を定め、記録に努める必要がある。

2 周辺環境の保全に関する現状と課題

周辺環境の保全

○指定地との一体的保護

史跡の指定範囲に所在する一連の護岸が指定範囲外まで延びており、史跡と一体的な景観保全が求められる。

○歴史的景観の保全

周辺環境における景観要素の意匠は歴史的景観への配慮が継続的に求められる。特に歴史的背景に鑑みると、新井田川を含めた景観保全は重要な課題の1つといえる。

○隣接地（民地）の協力

指定地との一体的な景観保全や樹木の生育に必要な日照確保に向けて、隣接地の建造物・工作物の高さや色彩等についてガイドラインを設けるなど配慮が求められる。

3 活用に関する現状と課題

活用

○価値と魅力の伝達

山居倉庫全体の来訪者数に対して「庄内米歴史資料館」の入館者数が少ないなど、市民・来訪者に対して文化財価値の十分な説明が果たせていない。

○他の文化財との連携山居倉庫と市内の文化財・観光施設、他市町村との連携などが図られておらず、これらの一体的・総合的な価値と魅力が十分に創出・発信できていない。

○酒田商業高校跡地との連携

商業施設等として整備予定の酒田商業高校跡地との連携により、山居倉庫周辺エリアの価値を高めることが求められる。

○複数建物の積極的活用

予定されている市有化後は米穀倉庫及びその管理施設としての利用を停止するため、複数ある建造物（倉庫・事務所等）の活用方法を検討する必要がある。

○市民による保存意識の向上と市民参加の創出

活用方法が観光事業に偏重し、市民に向けた活用が図られていない。市民の共有財産であり守るべきものとしての意識向上が図られていない。

○教育・学習への活用

山居倉庫の文化財価値に関する教育・学習の機会、ひいては地域の愛着・誇りを醸成する機会が不足している。

4 整備に関する現状と課題

景観整備

○遊歩道（石畳）

土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定されており、石畳の撤去、表層部への影響の少ない遊歩道への変更が必要となっている。

○歴史的景観との調和

後の整備によって付加された景観要素の修景が求められる。

○庭・緑地・樹木

切株や実生木、後の整備によって付加された植栽について、史跡における保存管理上の取り扱いが定められていない。

交通

○駐車場

曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠の不足が発生している。今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。

便益施設

○水道管・消火栓

個人所蔵管の埋設、普通铸铁管の老朽化、配水管のループ化などの諸問題があり、水需要量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要である。

○トイレ

活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。

○看板・サイン

役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。

第5章 大綱（案）

○山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用の基本とします。

○史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素の保存・活用を図り、後世へ確実に引き継いでいきます。

○史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組みます。

○山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から眺望に配慮した景観形成を図ります。

○調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。

○山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、地域の文化財としての意識を高め、山居倉庫の価値を市民や関係諸団体など多様な関係者と連携し、酒田市のまちづくりや交流人口の拡大に寄与します。

○史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸団体との連携を図ります。

第5章 基本方針（案）

1 保 存

○史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承します。

○日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努めていきます。

○保存のための調査研究を継続して行います。

○災害に対する各建造物等の防災対策を進めていきます。

○現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

2 周辺環境

○史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努めていきます。

3 活 用

○山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・情報発信に努めます。

○山居倉庫の価値を多様な来訪者や国内外の居住者に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。

○酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。

○災害時の来訪者の安全対策に努めます。

○山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討していきます。

○山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進めていきます。

○市内にある他の文化財と一体となった活用を図ります。

4 整 備

○保存と活用のために、山居倉庫整備計画を策定します。

○整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。

○計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。

○保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行います。

○文化庁、山形県教育委員会等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。

○山居倉庫の保存・活用・整備の推進にあたり、市民との

第6章 保存（保存管理）（案）

1 保存の方向性

○土地・地形は現状維持を基本とし、山居倉庫創建時の造成に関する遺構と発展・変遷に伴って失われた施設等の地下遺構を保護することで、文化財価値を維持し後世に継承する。

○現存する建造物・工作物は適切な修理・維持管理によって良好な状態を保つ。

○庭園・樹木については、定期的な剪定管理を行うことで適切な状態に保つとともに、樹勢維持に関するモニタリングを実施する。

○河川・護岸は変状・劣化に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

2 保存管理の方法

調査

○個人所有の資料収集、建造物、工作物、石垣、護岸等も含めて、今後も調査研究を継続し、保存管理に反映していく。

土地・地形の保存管理

○現状維持を基本とし、自然的要因による地形の変化に注意する。

○災害対応等で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変は原則認めない。

○土地の形質の改変・地下遺構の破壊に繋がる恐れがある行為（建造物・工作物の新設、既存建造物の増築、樹木の伐採・植樹など）は原則認めない。

但し、以下の行為は地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断する。

- ・文化財を保護するために必要な措置（地下遺構の盛土保護等）
- ・科学的根拠に基づく復原
- ・防災・防犯等に必要な改変（雨水排水の改善等）
- ・活用に応じて必須となる施設・設備等の新設 など

○舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。

○建物周辺（特に落葉が溜まる場所）は清掃を計画・実施する。また、雑草の繁茂抑制（除草管理等）に努める。

建造物の保存管理

○現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。

○活用・整備に向けた詳細な保存状態の詳細調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。

○耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を行う。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原、活用または防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、価値の維持向上を図る。

○上記の改修・整備においては、現状変更等を必要最小限に留め、後世の復原に際して容易に撤去できる形式とする。

○補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修）は軽微な変更として現状変更等に含まない。

○建物よりも高い樹木が多いため、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。

工作物の保存管理

○現状維持を基本とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。

○劣化・破損が著しいものについては、保存修理や劣化防止処理の対象とする。

○著しい劣化等により、屋外での継続設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。

庭園・樹木の保存管理

○理由なき樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の可否を判断し、許可のあった場合は対象樹木の管理記録を作成した上で実施する。

○疫病・虫害被害（マツクイムシ等）について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を講じる。

○枯死や自然災害（雪害や風害）による倒木、または倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。

○本質的価値に関わる樹木が枯死した場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。

護岸・河川の保存管理

○現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。

○活用・整備に向けた詳細な劣化調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。

○石造の荷揚場・護岸法面・根固め等は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

○ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。

保存管理の取扱い

○史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

○整備完了後に山居倉庫の活用を担う事業者等に対しては、文化財保護に関する規制の周知徹底を図り、各種行為を制限する。

○指定地内の環境を維持し、諸要素の劣化・破損等を防ぐため、落葉の除去、雑草等の繁殖抑制をはじめとする清掃や剪定等の日常的な管理に努めるとともに、モニタリングや防犯パトロールの計画・実施、冬季管理の徹底等、改変・破損等の予防対策、保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

3 構成要素ごとの保存管理の方法

素案P84～85 表 6-1 構成要素ごとの保存管理方法

4 現状変更の取扱い

現状変更等の取扱い

○史跡山居倉庫の指定地内において、土地の形質の改変、建造物・工作物に関する建築行為、樹木の伐採・移植・植樹等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）を行う場合には、文化財保護法第 125 条の規定に従い、文化庁長官の許可を受けなければならない。但し、維持の措置については文化庁長官の許可は不要とされている。

○維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に規定されている。

現状変更等の取扱い共通指針

○現状変更等については、史跡を構成する諸要素の適切な保存と活用を目的とするもの以外は原則として認めない。

*適切な保存を目的とした現状変更等

- ・本質的価値の復旧、改善のために必要とする修復整備
- ・自然災害や犯罪を防止するための工作物・設備等の整備
- ・き損、滅失を防止するための一時的措置（一時移設等）
- ・上記行為の実施に先立って実施される調査等

*適切な活用を目的とした現状変更等

- ・史跡の歴史的または文化的価値の理解を妨げる要素の除去
- ・見学者等の安全確保に必要な整備
- ・活用に必要な最小限の整備

○いかなる現状変更等も、史跡山居倉庫の文化財価値に配慮して、必要最小限になるよう努める。

○関連する各法令との調整を図る。

○関係者の所有権、財産権に関するものについては、関係者との調整を図る。

○保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ、個別に判断する。

5 維持管理の取扱い

以下の行為は維持管理（現状変更許可を要しない、または緊急を要するため事後報告）で対応する。

○土地・地形の管理

- ・非常災害時の一時的応急措置

例）崩落した石垣等の撤去及び被災箇所への応急措置（土嚢等の設置）

○建造物・工作物の管理

- ・災害等で破損した建造物の部材撤去及び被災箇所への応急措置（仮設物設置・養生等）
- ・建造物、工作物の修理のうち、同種同材による部分的な部材・部品の修繕、交換
- ・塗装の塗り替え等の更新作業のうち、外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わないもの
- ・風雪害、凍害等の恐れのある要素に関する冬季管理、養生
- ・蟻害等が懸念される部材への防虫処理

○庭園・樹木の管理

- ・災害等による倒木、または倒木の危険性のある樹木、枯損木の撤去
(但し、除却後は現状変更等の報告を行い、木の位置や種別などについて管理記録を徹底する)
- ・病虫害防止のための措置
- ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理
- ・積雪による枝折れ防止など、安全管理のための樹木の剪定、枯損木の伐採、枯枝の除去

○護岸・河川の管理

- ・災害等で崩落した石垣等の撤去及び被災箇所への応急措置（土嚢等の設置）
- ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理

○日常的な清掃管理

○危機管理

- ・注意喚起に関する簡易的な工作物の設置
例) 見学者等の安全に関わる注意喚起、史跡の防災・防犯に関わる注意喚起
※史跡の歴史的景観を阻害する大きさのものは設置を認めない。
土地の掘削（地下遺構の破損）を伴わず、撤去が容易なものとする。

第7章 周辺環境の保全（案）

1 周辺環境の保全の方向性

- 周辺環境を保全するためには、指定範囲の周辺地域を緩衝地帯に設定し、当該地帯においては歴史的景観の保全や良好な景観形成に努める。
- 緩衝地帯における地下遺構については、山居倉庫の歴史を実証する可能性があるものと捉え、指定地と同様に保護及び調査研究の対象とし、埋蔵文化財包蔵地の指定を検討する。

2 緩衝地帯の設定

- 緩衝地帯は「酒田市景観計画」における景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」と同じ範囲を設定する。

3 周辺環境の保全の方法

- 「酒田市景観計画」における景観形成基準は、計画策定以前から存在する建造物・工作物等に対しては適用されないが、山居倉庫の歴史的景観を大きく阻害する構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、歴史的景観との調和への協力を働きかけることで、周辺環境の改善に努める。

4 周辺環境の保全の具体的考え方

- 指定地及び周辺環境の保全について、景観配慮の具体的な考え方を例示する。なお、下記に示したものは「酒田市景観計画」に規定される「届出対象行為」「景観形成基準」に該当するものを除き、現状変更等の許可の基準や厳守すべき規制を定めたものではない。
- ・地形の保全
- ・護岸・河川の保全
- ・住宅等の建造物・工作物
- ・一般駐車場
- ・その他開発行為

資料 /**山居倉庫の本質的価値**

国史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、しかも戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けている。加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。

我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫には、2つの本質的価値と、本質的価値を継承する価値があり、それらについて詳述する。

本質的価値1**・庄内地域の米作の歴史における価値**

庄内の米作は、江戸時代初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。そしてこの段階ですでに全国的な米産地として知られており、上方などに多くの米が移送されていた。江戸時代後半には、地主層による土地集積が進み地主・小作制が進展していった。明治時代になると小作料を米で受け取る地主層を中心に、さらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には収量と移出米が、江戸時代に比べ大幅に増加した。山居倉庫誕生の背景には、このような状況があった。また庄内の農村では、明治以降も封建制社会の遺風が根強く残っていたが、このことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧庄内藩主酒井氏と旧家臣らが酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員を士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。倉庫群の西側に鎮座する三居稻荷神社は、酒井氏の本邸から遷座したものであるが、これも山居倉庫と酒井家の結びつきを示す存在といえる。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められたのである。

以上のように、近代の庄内の米作において、山居倉庫は米の収量増と品質向上に大きな役割を果たしていた。山居倉庫は庄内の農業史にとって欠くことのできない存在といえる。

本質的価値2**・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値**

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保管のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認されたが、これは世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な米の取引が行われていた。

しかし明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことと新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治26年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として、山居倉庫は建設されたのである。庄内では江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえる。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期(夏季)まで高品質を維持し続けられることが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで、大きな利益を得られるためである。この品質維持のために最も重要な存在が、米穀を保管するための倉庫である。

建築の特徴に目を向けると、各建物群は後代の改変も一部に見られるが、建築当初の形態をよく留めている。土蔵造の置屋根形式の倉庫建物は、保管米の品質維持に特化したものであり、また周囲を囲むように植えられたケヤキもその役割を担っていた。さらに板倉や事務所施設、研究棟、荷揚げ場といった諸施設も、米穀保管のためには不可欠な存在である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券(倉荷証券)のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化したのである。山居倉庫も、この近代日本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

以上のような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫であった。また倉庫などの建物群やケヤキなど米券倉庫時代の姿も良好に残っており、これらは日本の近代化の歴史において大きな価値を有している。

本質的価値を継承する価値

1) 戦後庄内農業に与えた影響とその価値

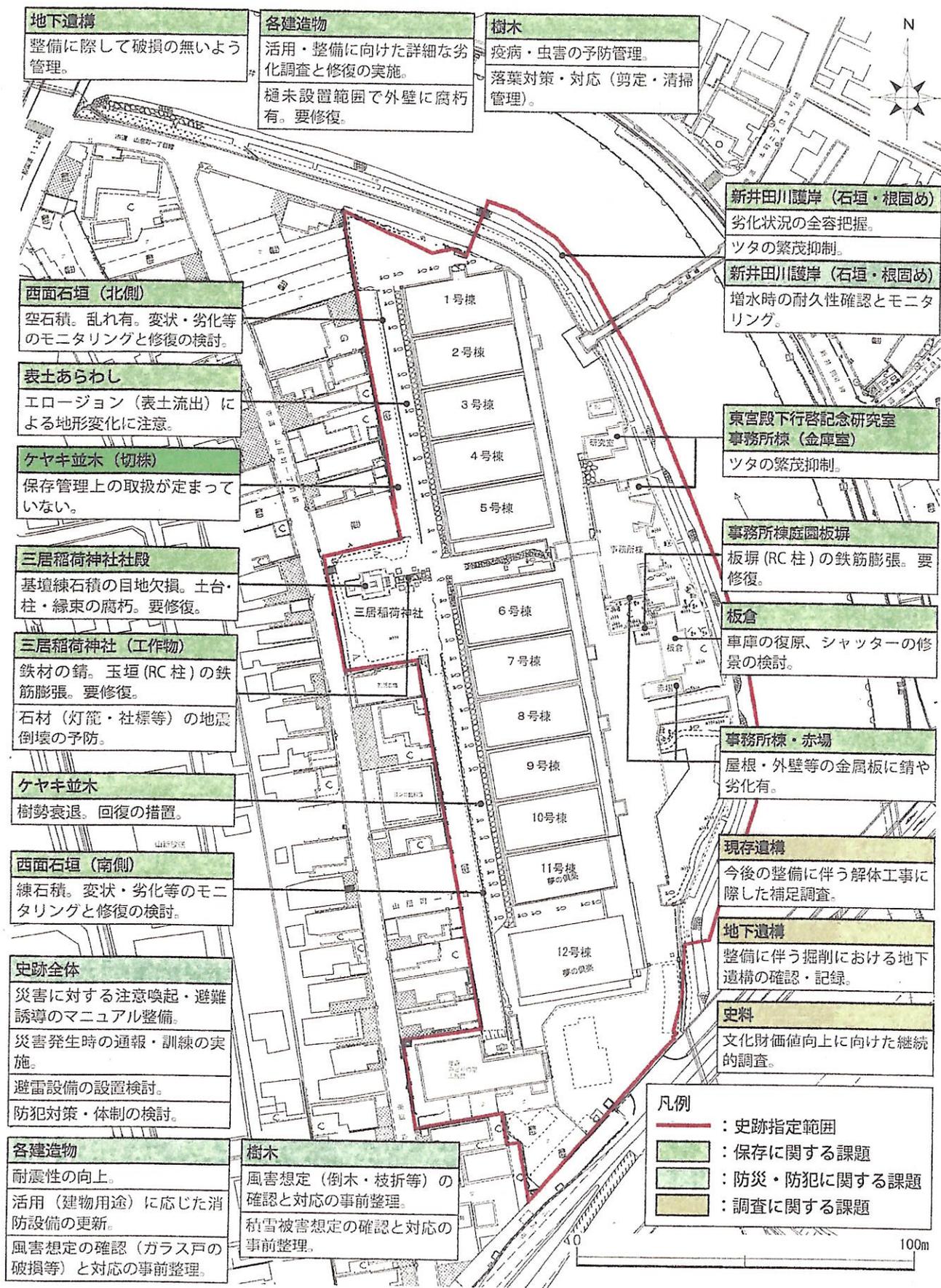
戦後の山居倉庫は、米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上に資する場所となった。その過程で、明治期に建築された建物群は新たな設備が加えられながら使い続けられており、現在の庄内が全国有数の良質米産地として知られるようになったことに大きな役割を担っていた。その後、昭和50年代になると農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はカントリーエレベーターや大規模倉庫へと移っていき、山居倉庫の米穀保管施設としての役割は相対的に小さくなっていったが、庄内米と米作の歴史にとっては、最も象徴的な場所といえる。戦後における山居倉庫は、その本質的価値を継承する存在として位置

付けることができる。

2) 山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降には、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所にもなっている。ドラマのロケ地になったことやケヤキ並木と倉庫群を写した写真・映像が巷間に広まり、現在の酒田を代表する場所となったのである。現在は、明治期から続く米穀保管倉庫としての存在と多くの人々が訪れる観光地としての姿が重なり合っている。これは、戦後の山居倉庫が生み出した本質的価値を継承する価値の一つであり、価値の多様性を示している。創建当時以来の景観が良好に残っていることが、この価値の多様性にとって最も重要な要素となっている。

資料 2



地下遺構
整備に際して破損の無いよう管理。

各建造物
活用・整備に向けた詳細な劣化調査と修復の実施。
樋末設置範囲で外壁に腐朽有。要修復。

樹木
疫病・虫害の予防管理。
落葉対策・対応（剪定・清掃管理）。

西面石垣（北側）
空石積。乱れ有。変状・劣化等のモニタリングと修復の検討。

表土あらわし
エロージョン（表土流出）による地形変化に注意。

ケヤキ並木（切株）
保存管理上の取扱が定まっていない。

三居稲荷神社社殿
基壇練石積の目地欠損。土台・柱・縁束の腐朽。要修復。

三居稲荷神社（工作物）
鉄材の錆。玉垣（RC柱）の鉄筋膨張。要修復。
石材（灯笼・社標等）の地震倒壊の予防。

ケヤキ並木
樹勢衰退。回復の措置。

西面石垣（南側）
練石積。変状・劣化等のモニタリングと修復の検討。

史跡全体
災害に対する注意喚起・避難誘導のマニュアル整備。
災害発生時の通報・訓練の実施。
避雷設備の設置検討。
防犯対策・体制の検討。

各建造物
耐震性の向上。
活用（建物用途）に応じた消防設備の更新。
風害想定の確認（ガラス戸の破損等）と対応の事前整理。

樹木
風害想定（倒木・枝折等）の確認と対応の事前整理。
積雪被害想定の確認と対応の事前整理。

新井田川護岸（石垣・根固め）
劣化状況の全容把握。
ツタの繁茂抑制。
新井田川護岸（石垣・根固め）
増水時の耐久性確認とモニタリング。

東宮殿下行啓記念研究室事務所棟（金庫室）
ツタの繁茂抑制。

事務所棟庭園板塀
板塀（RC柱）の鉄筋膨張。要修復。

板倉
車庫の復原、シャッターの修景の検討。

事務所棟・赤場
屋根・外壁等の金属板に錆や劣化有。

現存遺構
今後の整備に伴う解体工事に際した補足調査。

地下遺構
整備に伴う掘削における地下遺構の確認・記録。

史料
文化財価値向上に向けた継続的調査。

- 凡例**
- : 史跡指定範囲
 - : 保存に関する課題
 - : 防災・防犯に関する課題
 - : 調査に関する課題

図 4-1 保存に関する課題（個別事項）

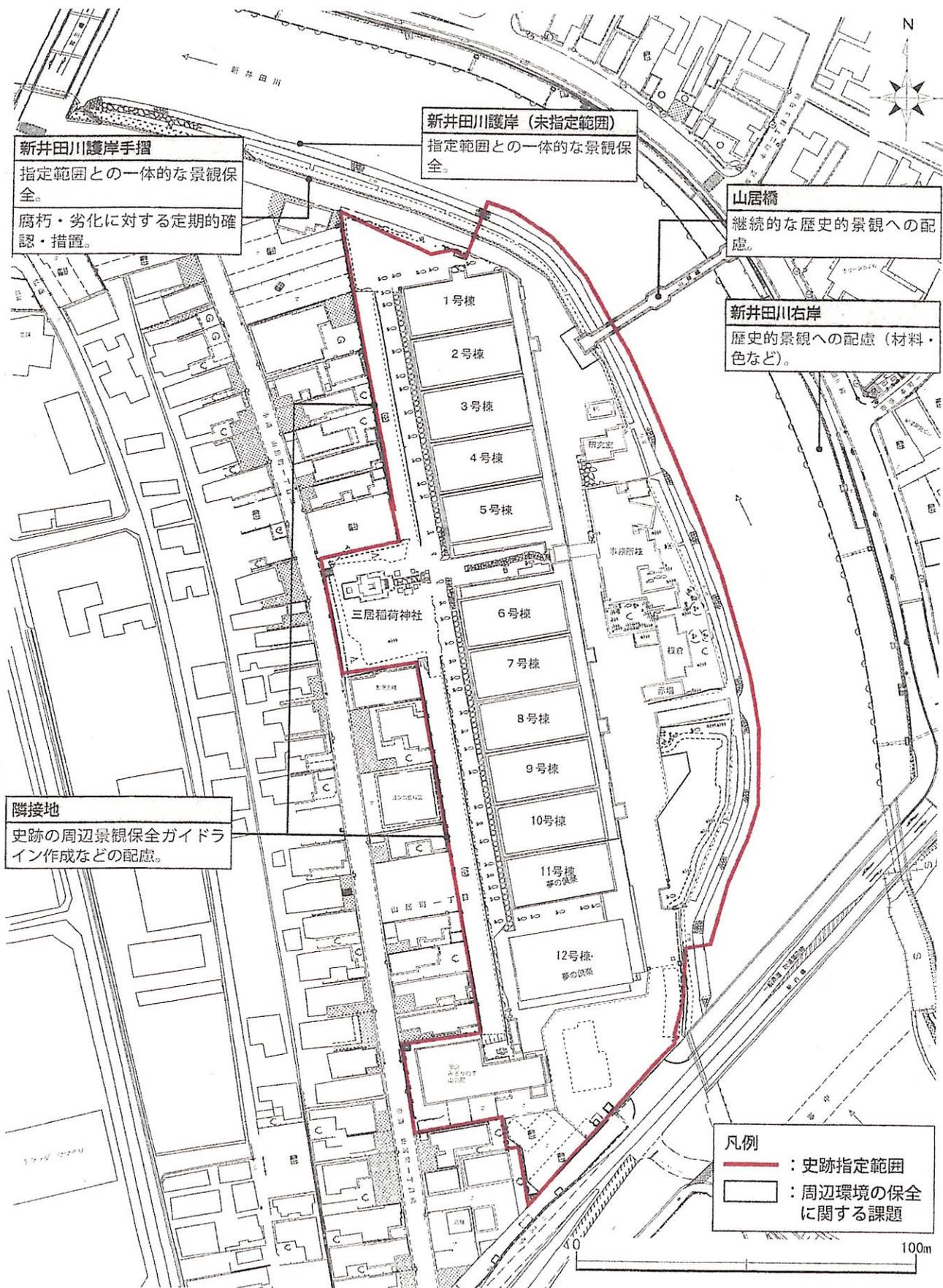


図 4-4 周辺環境の保全に関する課題 (個別事項)

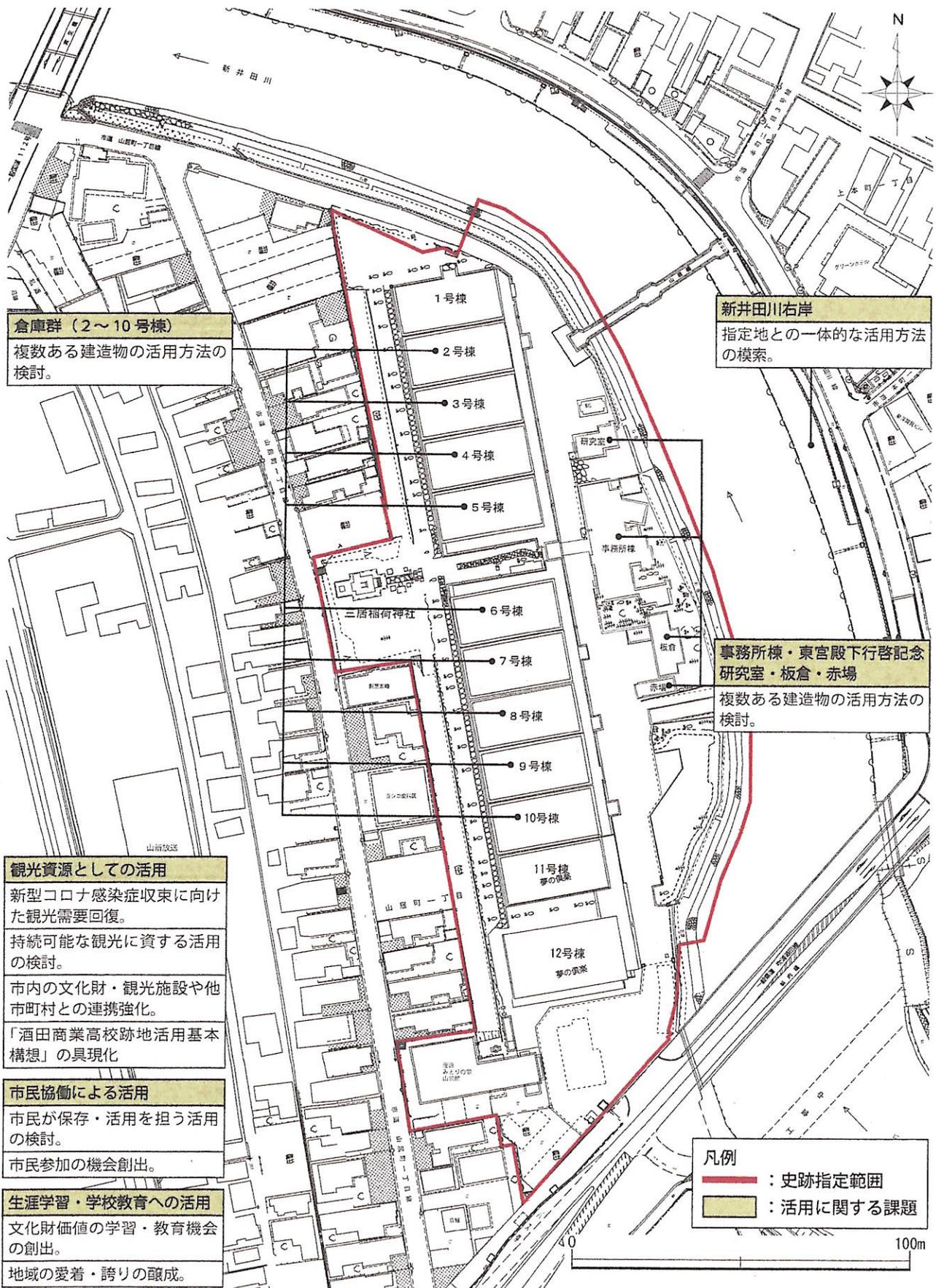


図 4-5 活用に関する課題 (個別事項)

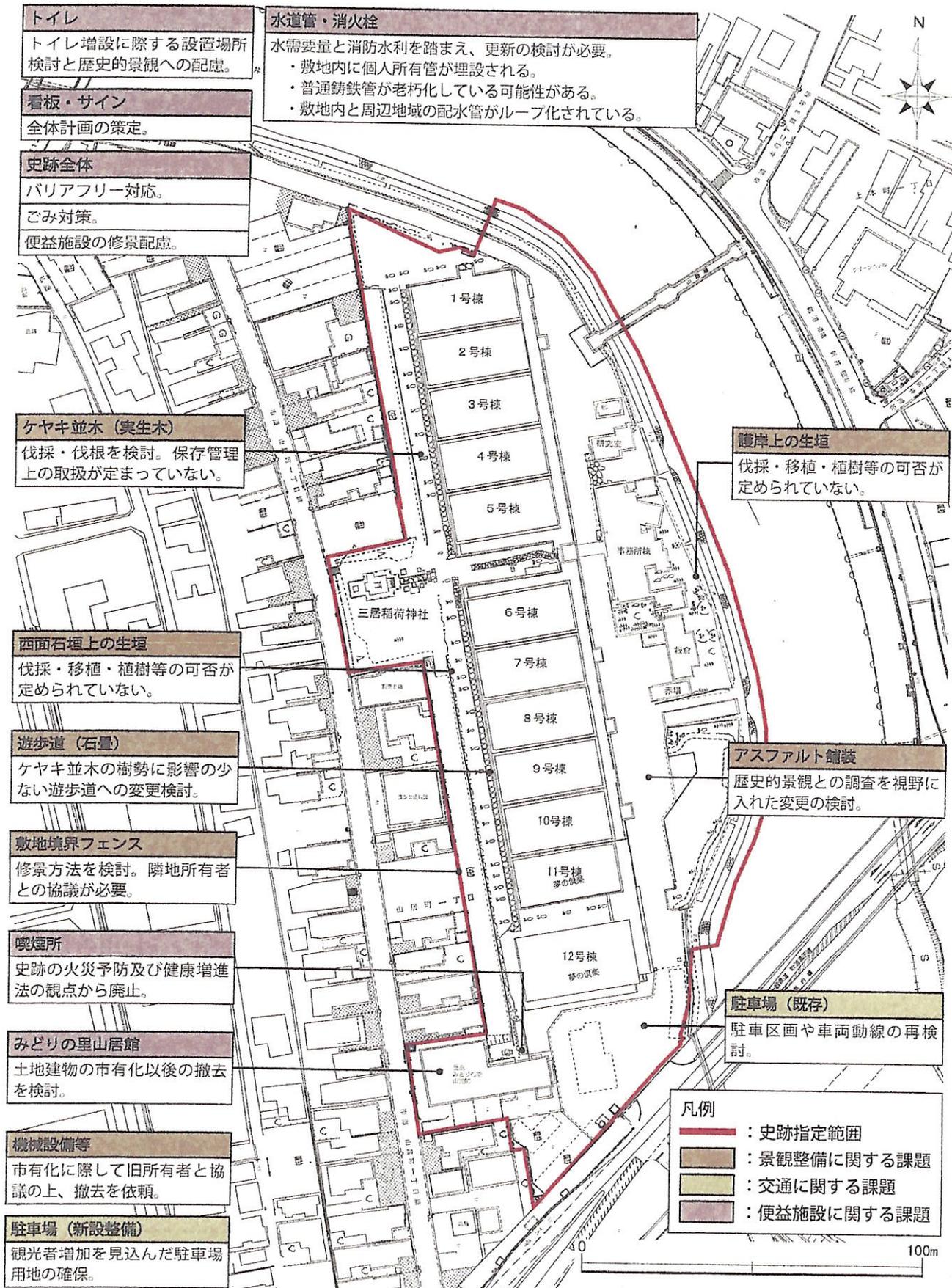


図 4-6 整備に関する課題 (個別事項)

